

継続教育

【卓越した優れた取組】

○知的財産法領域における社会的ニーズに即応した「実効的な継続教育プログラム」の実施【北海道大学】

【優れた取組】

○公法系及び刑事系の各訴訟実務における即戦力人材養成の取組【一橋大学】

○智適塾プロジェクトによる先端的法曹養成の取組【大阪大学】

○次世代型実務家教員養成を視野に入れた新しい継続教育【神戸大学】

○法学部・法科大学院教育、就職支援、継続教育の連携による地域ニーズに対応した先導的法曹養成教育システムの構築【岡山大学】

○法曹リカレント教育プログラムを通じた専門法曹の養成と専門性の高い法曹継続教育の実施【慶應義塾大学】

○・法曹有資格者を対象とした継続教育の取組

・社会の広範な分野での法的ニーズを支える法曹養成の取組【中央大学】



◇プログラム名

知的財産法領域における社会的ニーズに即応した「実効的な継続教育プログラム」の実施

趣旨・ねらい

21世紀COEやグローバルCOEプログラムによる最先端の研究成果を活かし、知的財産法という先端的法領域について、インテンシブな「サマーセミナー」を開催することにより、大規模なリカレント教育を推進し、知的財産推進計画が目指す人材育成を充実させる。

取組のポイント

① 企業法務関係者のリカレント教育

- ・サマーセミナーにより、知的財産法という先端的法領域に携わる実務家の全国的な水準を引き上げ、この領域におけるトップレベルの法曹の層を厚くするためのリカレント教育を実施。

(主な実績・成果)

- ・毎年、多数の弁理士、弁護士等の参加を得ている(右表参照)。海外の弁護士も参加している(平成29年度、韓国2名、中国1名、台湾1名)。
- ・弁理士会から外部機関による弁理士研修として位置付け。
- ・大阪弁護士会知的財産法実務研究会、第二東京弁護士会知的財産権法研究会の継続的な参加を得ている。

② 修了生に対する継続教育

- ・北海道大学法科大学院は知的財産法だけで12単位の授業を展開するほど、この分野に力を入れており、このプログラムには本学を修了した弁護士で知的財産法を主たるフィールドにしている者の継続教育という側面もある。

(主な実績・成果)

- ・本法科大学院を修了し、弁護士として知的財産関係の仕事に就いている者から、参加を得ている。H28年度8名、H29年度5名。

③ 法科大学院における教育

- ・H28年度から、サマーセミナーを本法科大学院(及び修士課程)における正規の授業とし、知的財産法分野の法曹の水準の引上げのため、この分野の教育の一層の充実を図っている。

(主な実績・成果)

- ・H28年度には16名が受講、H29年度には9名が受講した。

北海道大学サマーセミナーのイメージ



年度	課題	参加者数					単位化履修の 本学学生
		弁理士	弁理士 かつ 弁護士	弁護士	その他		
26	特許法	147人	48人	12人	29人	58人	
27	著作権・不正競争・ 商標・意匠等	192人	35人	11人	34人	112人	
28	特許法	172人	47人	20人	30人	59人	16人
29	著作権・不正競争・ 意匠・商標	179人	43人	21人	39人	67人	9人

※ その他の主な参加者：企業等の法務・知財担当者、他大学の教員、本学大学院生

一橋大学

◇プログラム名

公法系及び刑事系の各訴訟実務における即戦力人材養成の取組

取組のポイント

①憲法訴訟・刑事系上訴審弁護を担当できる人材の育成

- ・実際の事件を弁護人から受託し、資料の提供を得て、訴状や準備書面、上告趣意書を作成し、弁護人に提出または意見交換を行う「人権クリニック」、「上訴クリニック」の実施。

(主な実績・成果)

②若手人材の育成・循環サイクルが機能

- ・刑事系の優秀な若手弁護士を多数育成し数多くの無罪判決を獲得。
- ・修了生による素材の提供、指導など「循環サイクル」が機能。
- ・受講生の大幅な増加。

(今後の展望)

- ・「上訴クリニック」では裁判員裁判事件も対象にすることを検討中。

大阪大学

優れた取組

(4. 継続教育)



◇プログラム名

智適塾プロジェクトによる先端的法曹養成の取組

取組のポイント

①ベテラン弁護士との協働による新人弁護士のスキルアップ

- ・新人弁護士にインターン（特任研究員）の地位を与え、経験豊富な弁護士とともに、大学内の研究活動を支援。これにより、特に理系出身の法科大学院修了者の職域拡大に繋げる。

(主な実績・成果)

- ・大学内の案件等をのべ30件以上取り扱い、対象を知的財産だけでなく、法務一般に拡大した。

②インターンの経験を法科大学院教育にフィード・バック

- ・智適塾インターンが「特許・著作権訴訟」の授業補助、「弁護実務」の授業における実技指導等に携わった。

(主な実績・成果)

- ・インターンによる学習支援を拡充し、知的財産法の補助教材の作成を進めた。

神戸大学

◇プログラム名

次世代型実務家教員養成を視野に入れた新しい継続教育

取組のポイント

①キャリアステージに対応した多層的な実務家受入れプログラム

- ・在学生教育、若手法曹のリカレント教育、海外法科大学院への修了生派遣、中堅法曹の高度なりカレント教育の四段階。

(主な実績・成果)

- ・トッパーヤーズ・プログラム (TLP) ※入学者^{※法曹となつてから10年から15年程度の若手・中堅法曹のための、博士課程後期課程のプログラム}平成28・29年度：合計25名（うち18名は法曹有資格者）

②次世代型実務家教員養成の仕掛け

- ・最終的には、実務経験がある法曹がTLP等で博士号を取得後に実務家教員となることを想定している。

(今後の展望)

- ・高度に専門的な実務経験と、博士の学位をもつ実務家を育成、法科大学院教育に還流させる。

岡山大学

再掲

◇プログラム名

法学部・法科大学院教育、就職支援、継続教育の連携による地域ニーズに対応した先導的法曹養成教育システムの構築

取組のポイント

①岡山大学法学部との接続教育強化

- ・岡山大学法学部・法科大学院を修了した若手弁護士がゲストスピーカーとして講演するとともに、法学部教員と法科大学院教員による共同授業（演習）を実施。

(主な実績・成果)

- ・受講者数 155名 (H27) →201名 (H28) →217名 (H29)

②法科大学院のない隣接地区にある大学法学部との間の接続教育

- ・法科大学院のない隣接地区にある大学法学部との間での接続教育を強化。

(主な実績・成果)

- ・香川大学法学部との教育連携協定締結（H29年3月）に基づき「ロースクール導入講座」を実施。（H29年7月）

③継続教育（組織内法務、行政、福祉）

- ・組織内法務に関する研修を実施。

(主な実績・成果)

- ・組織内弁護士研修（H26年度から18回実施）
- ・行政法実務研究会（H25年度から22回実施） 等々

◇プログラム名

法曹リカレント教育プログラムを通じた専門法曹の養成と専門性の高い法曹継続教育の実施

取組のポイント

①理論的・体系的な法曹継続教育

- ・「専門法曹養成プログラム」と「個別科目履修プログラム」を設け、法曹実務家に法科大学院の授業を開放して、理論的・体系的な法曹継続教育を充実させる。

(主な実績・成果)

- ・専修プログラム（専門法曹養成プログラムのうち、基礎的なプログラム）認証者 H27:1人 H28:1人 H29:1人
- ・弁護士のリサーチペーパーを『慶應法学』誌に掲載（33号[27年10月]4本計117頁、35号[28年8月]4本計169頁）

②弁護士モニターの受入れ

- ・弁護士モニターを受入れ、教育内容・手法の向上に努める。

(主な実績・成果)

- ・H27:18名 H28:14名（18名の応募から選抜） H29:28名

◇プログラム名

- ・法曹有資格者を対象とした継続教育の取組
- ・社会の広範な分野での法的ニーズを支える法曹養成の取組

取組のポイント

①法曹を対象とした継続教育

- ・①税務、国際ビジネス法務の各短期セミナー実施、②科目等履修生へのコース科目修了認定証付与、③法曹の「研究特論」履修ニーズへの対応、④組織内弁護士と在学生との交流を通じた将来像の形成等に加え、新たに⑤ビジネスニーズを意識した継続教育の展開、⑥修了生による組織内弁護士組織と連携を深め、在学生、事務所弁護士および組織内弁護士との相互研鑽による息の長い法曹養成に資する継続教育実現に取り組む。

(主な実績・成果)

- ・①1月税務、7月国際ビジネス法務セミナー開催。②2016年度末1名にコース科目修了認定証交付。③「研究特論」を履修可能にしたが未開講。④「4群特講Ⅱ企業内法務の実務」に修了生招聘機会増。⑥修了生による組織内弁護士組織とのシンポジウム開催。

